

2021年2月12日
沖縄電力株式会社

卸電力市場価格の急激な高騰を踏まえた インバランス料金の特別措置について

当社は、経済産業省から、この冬の厳しい寒さと天候不順等による全国的な電力需給のひっ迫に起因する卸電力市場価格の高騰を踏まえ、電気事業法第18条第2項ただし書に基づき、小売電気事業者が接続供給に係るインバランス料金^{※1}を均等に分割して支払いすることが可能となる手続きを実施するよう、本年1月29日に要請を受けました^{※2}。

本要請を踏まえ、2月10日に「託送供給等約款以外の供給条件」を経済産業大臣に認可申請し、本日、認可を受けましたので、お知らせいたします。

- ※1 小売電気事業者が電力広域的運営推進機関へ提出した日々の需要計画に対する需要実績の差分をインバランスとといいます。
需要と供給を一致させるために、インバランスについては、一般送配電事業者が補給等を行っており、当該補給等に係る精算額を「インバランス料金」といいます。
- ※2 沖縄エリアにおいては卸電力市場がないものの、インバランス料金は全国の市場価格を参照していること、電気の需要家の中には、市場連動型の電力料金メニューを選択されている方もいる等、卸電力市場価格の急激な高騰は、需要家にとって大きな影響がある場合も考えられるとの理由により、他エリアと同様に要請を受けております。

1 特別措置の内容

2021年3月15日までに当社に申請があった小売電気事業者について、一定の要件を満たす場合は、2021年1月分のインバランス料金（3月上旬に当社が小売電気事業者に請求する不足インバランス料金から、当社が小売電気事業者にお支払いする余剰インバランス料金を差し引いた料金をいいます。）を最大5か月間にわたり、均等に分割して支払うことを可能といたします。（4月上旬以降に分割支払いに応じた支払期日を順次設定）

2 適用対象の事業者

以下の（1）から（3）の要件をすべて満たしている小売電気事業者といたします。

- (1) 需要家の求めに応じ、今般の卸電力市場価格の急激な高騰に伴う次の需要家への柔軟な対応を行っており、その内容をホームページや料金明細書等で周知していること
- ① 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、電気料金の支払が困難な需要家の求めに応じた、支払いの猶予など
 - ② 市場連動型の電気料金メニューを提供している場合にあつては、需要家に対して支払いの分割、猶予等の負担を軽減する措置
- (2) 以下のいずれにも当てはまるものでないこと
- ① 本年1月を含まない直近2会計年度のいずれの収支においても赤字を計上していること
 - ② 本年1月を含まない直近の会計年度における収支において、売上・営業利益・純利益額のいずれもが、前期および前々期に比して悪化していること
- (3) 1に掲げる措置が講じられている間、一定の電力を調達する契約を締結していること

3 特別措置の申請方法等

2021年2月15日から3月15日までの間に当社ネットワークサービスセンターまで所定の様式によりお申込みください。お申込みをいただいた後、当社は経済産業省と協議のうえ審査を行い、審査結果を通知いたします。

4 お問い合わせ窓口

本特別措置の申請については、以下の担当窓口までお問い合わせください。

沖縄電力株式会社 送配電本部
送配電事業部 ネットワークサービスセンター
TEL：098-877-3225
受付時間：平日（月～金）8:30～12:00、12:50～17:00（土日祝日除く）

以 上

(参照 URL)

託送供給等特例認可申請書（令和3年2月10日）

<https://www.okiden.co.jp/business-support/service/consignment/download/index.html>